

6.脆弱性評価

本町における強靱化を推進するにあたって、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性を評価しました。その評価結果の要点は以下とおりです。

① ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

- 建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。

② 自助・共助の更なる充実が必要

- 町民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP(事業継続計画)の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要がある。

③ 多様な実施主体の連携が必要

- 本町の強靱化を推進するためには、本町に関わるそれぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要がある。

④ 防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりが必要

- 農業・林業の振興、従事者の確保と育成、地域産業の振興等の地域成長に関わる施策と併せて、防災・減災対策を行い、地域の活力向上と地域の強靱化の両輪で施策に取り組む必要がある。

7.強靱化の推進方針

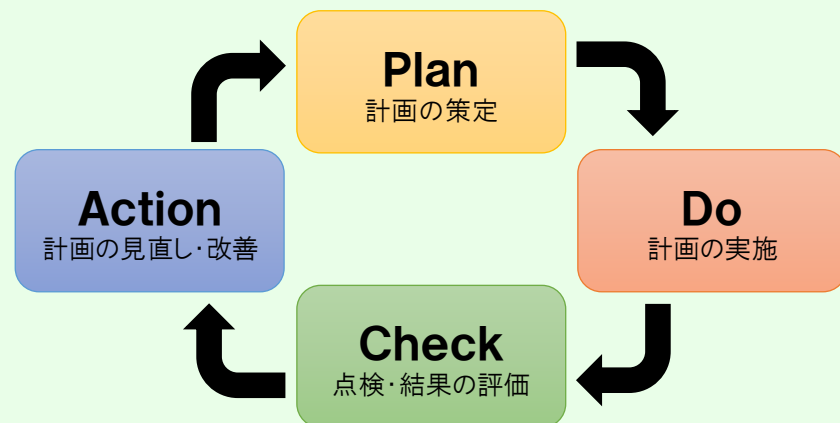
脆弱性評価をふまえ、本町における強靱化を推進するにあたっての施策を以下の通りとしました。

1	公共施設・住宅等の建築物の耐震化	15	水道施設の耐震化・老朽化対策
2	空き家対策	16	人的支援の受入れ体制の整備
3	市街地の整備	17	医療体制の強化
4	緊急輸送道路等の確保	18	感染症対策
5	避難誘導體制の整備	19	行政における業務継続のための体制整備
6	防災情報の精度向上及び迅速な提供	20	企業の事業継続計画(BCP)策定の促進
7	要配慮者への支援	21	農業・林業の振興及び従事者の確保と育成
8	早期の復旧・復興	22	事業者への金融支援
9	地域防災力の向上	23	エネルギーの供給体制の整備
10	広報・普及啓発・防災教育・防災訓練の充実	24	風評被害の防止に向けた性格な情報発信
11	治山治水施設の整備・機能保全	25	地域コミュニティの強化
12	災害に備えた道路環境の整備及び公共交通の確保	26	国土調査の推進
13	災害対応力の強化	27	地域産業の振興と移住者の定住の促進
14	食料・物資等の供給		

8.施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本町の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づいた進捗管理を行うものとします。また、本町の総合計画等における進捗管理と併せて行うことにより、本計画と一体的に施策の推進を図ることとします。



神流町国土強靱化地域計画

— 概要版 —

令和3年3月
神流町

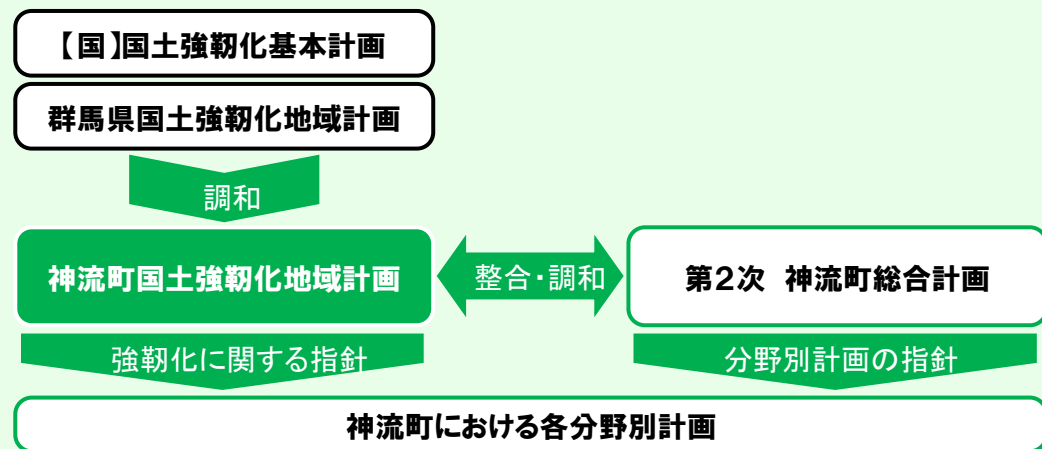
1. 計画策定の趣旨

「神流町国土強靱化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」に基づき、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本町の強靱化を推進するために策定するものです。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

「神流町国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、神流町地域防災計画をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとして、本町の基本方針である「第2次神流町総合計画」、及び本計画の上位計画である国の「国土強靱化基本計画」、「群馬県地域強靱化計画」とも整合・調和を図りながら策定するものです。

また、本計画は、令和3年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。



3. 基本目標

本町における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定しました。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命保護が最大限図られる
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興が遂げられる

4. 想定する大規模自然災害

「国土強靱化基本計画」、「群馬県国土強靱化地域計画」に準じ、また、想定される災害や過去の災害履歴等からみた当町の自然特性に鑑み、本計画で想定する災害を以下のとおり設定しました。

自然災害の種類	想定する規模等
大規模地震(内陸型)	M7～8程度、最大震度6弱を想定。建物被害、家財、死傷者が多数発生
大規模水害	記録的な大雨等による水害を想定。(洪水に伴う河岸侵食等による被害等)
大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。
火山噴火	浅間山の大规模噴火を想定。(降灰とその後の降雨による土石流の発生等)
暴風雪・大雪・雪崩	記録的な暴風雪や大雪等による大雪災害を想定。
林野火災	落雷等を原因とした林野における火災の発生を想定。

5. 「事前に備えるべき目標」と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

「国土強靱化基本計画」及び「群馬県国土強靱化地域計画」を参考に、本町の自然特性、社会特性を踏まえ、当町の強靱化を推進するにあたって必要な事項として、次の9つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災、林野火災による多数の死傷者の発生
		1-2	異常気象(浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	土砂災害(深層崩壊)や大規模な火山噴火で降り積もった火山灰の土石流等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生(豪雪に伴う被害の拡大)
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-7	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-4	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		8-5	後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態